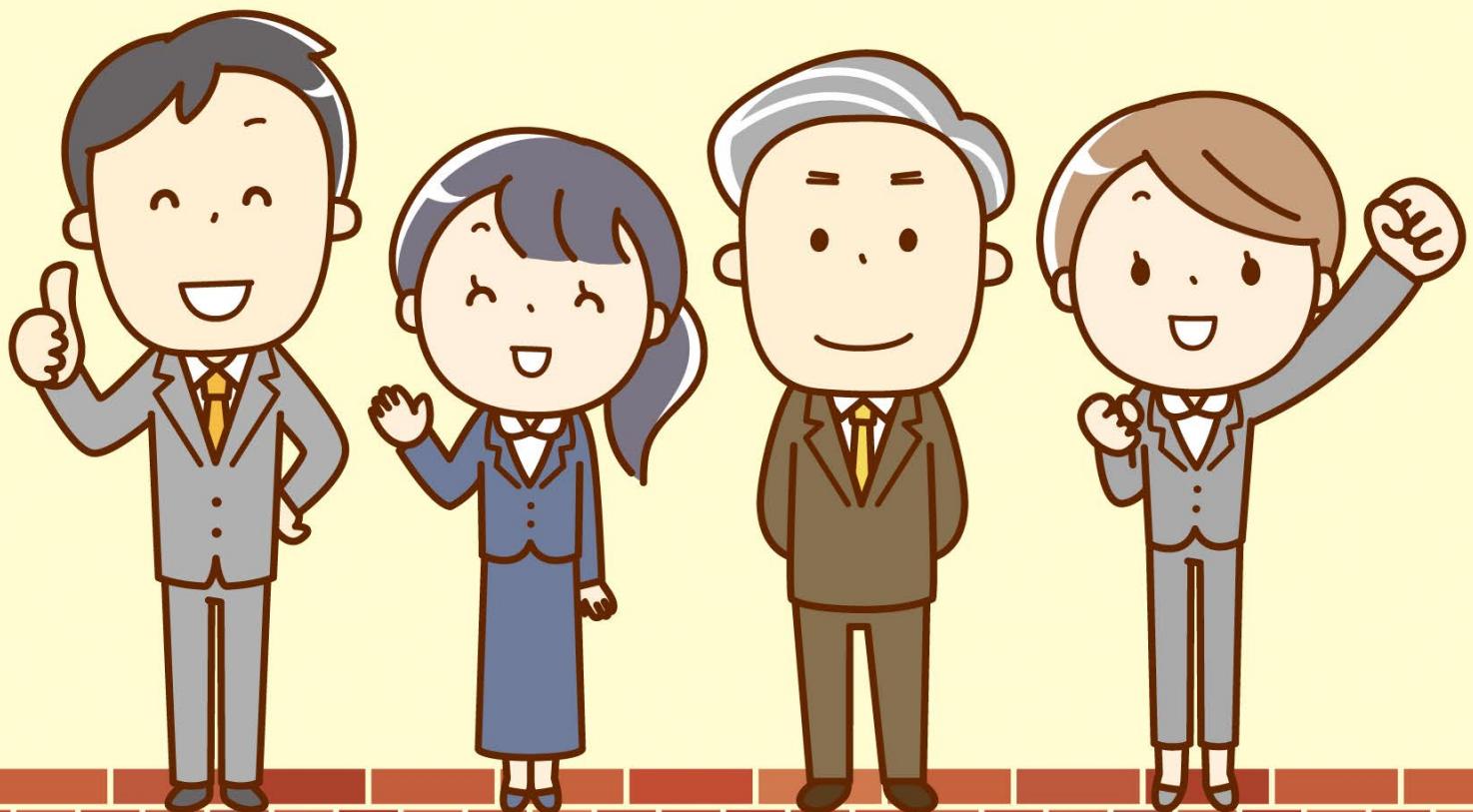
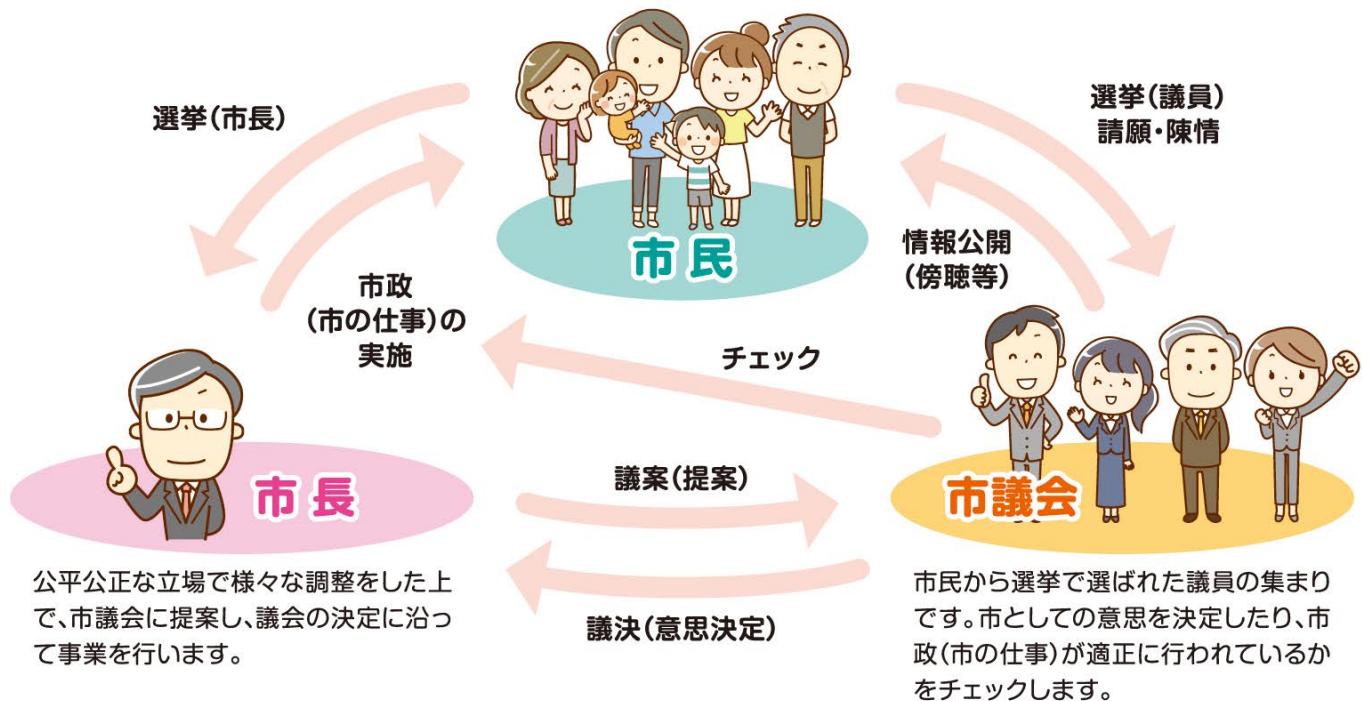


舞鶴市議会の しおり



市民・市長・市議会の関係



市議会の議員

(五十音順)

舞鶴市議会は現在、25人の議員で構成しています。

- | | |
|-----|-------------|
| 鶴政 | 自民党鶴政クラブ議員団 |
| 新政 | 新政クラブ議員団 |
| 公明 | 公明党議員団 |
| 共産 | 日本共産党議員団 |
| 市民 | 市民クラブ舞鶴議員団 |
| 無会派 | 会派に所属しない議員 |

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 共産 いだ えつこ 伊田 悅子 白浜台・6期 | 新政 いまいし かつみ 今西 克己 志高・3期 | 鶴政 うえの あさみ 上野 修身 多門院・5期 | 公明 うえば かずゆき 上羽 和幸 溝尻町・7期 | 鶴政 おぜき よしゆき 尾関 善之 南田辺・6期 |
| 鶴政 かわぐち たかふみ 川口 孝文 小倉・2期 | 鶴政 きもつき りゅうじ 肝付 隆治 上安・3期 | 共産 ごすぎ えつこ 小杉 悅子 大俣・6期 | 公明 こたに しげお 小谷 繁雄 魚屋・3期 | 共産 こにし よういち 小西 洋一 高野由里・2期 |
| 公明 すぎしま ひさとし 杉島 久敏 引土新・3期 | 無会派 たかはし しゅうさく 高橋 秀策 余部下・9期 | 鶴政 たにかわ しんじ 谷川 真司 浜・4期 | 新政 たばた あつこ 田畠 篤子 与保呂・2期 | 無会派 なかい れいこ 仲井 玲子 上安・2期 |
| 市民 にしむら まさゆき 西村 正之 高野台・5期 | 新政 のせ たかのり 野瀬 貴則 女布・2期 | 市民 ひろせ のぼる 廣瀬 昇 行永・1期 | 市民 ふくもと あすか 福本 明日香 女布・1期 | 新政 ましも たかし 眞下 隆史 平・3期 |
| 新政 ましも ひろあき 眞下 弘明 引土・1期 | 公明 まつだ ひろゆき 松田 弘幸 三浜・4期 | 鶴政 みずしま かずあき 水嶋 一明 引土・4期 | 鶴政 みなみ まさひろ 南 正弘 行永・1期 | 新政 やまもと じへえ 山本 治兵衛 引土・5期 |

市議会の仕事(権限)

市民の代表として、皆さんの暮らしをより豊かで
うるおいのあるものとしていくために、常日頃から
市民の皆さんとの声に耳を傾け、公平公正な観
点に立って仕事をしています。例えば…



議 決

市議会の最も代表的な仕事の一つです。予算の決定や決算の認定、条例の制定や改廃、重要な契約の決定などをしています。



市の仕事の チェック

市が市議会で決めたとおり正しく仕事をしているかチェックします。



意見表明

私たちのまちをよくするために必要な事柄を、市議会において意見書としてまとめ、国や京都府へ提出します。



請願・陳情の 受け取り

市民からのお願いや意見である請願や陳情を受け取ります(詳細はP7参照)。

市議会の流れ

詳細は
P4・P5参照



市 長

議 員



議案の提出

本会議



議案内容の説明を受けて、議員は質疑を行い、内容を確認します。その後、それぞれ専門の委員会に割り振り(付託)します。

委員会



提案者から詳しい説明を受けたり、質疑をして専門的に審査を行います。

本会議



各委員会の審査結果を報告。その後、議案に賛成か反対かを多数決により決定します。



本会議

本会議とは？

議員全員が集まる会議のこと。定期的に開く「定例会」(年4回:3月、6月、9月、12月)と必要に応じて開く「臨時会」で、市議会としての方針等を決定します。



議案が可決され、
施策(事業)が実施される
までの流れ

① 議案の提出

予算や条例など市議会で決めなければならない案件が、議案として市長や議員から提出されます。



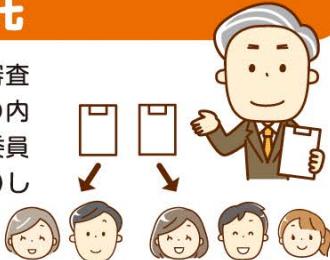
② 提案理由説明、質疑、答弁

市長などから議案の内容や提案理由を説明します。説明を受けた議員が質疑を行い、答弁があります。



③ 委員会付託

議案をより詳しく審査するために、議案の内容に応じて専門の委員会に割り振り(付託)します。



④ 委員会(P5参照)

⑤ 委員長報告

各委員会の委員長が、本会議で議案の審査結果を報告します。



⑥ 討論

議員が、議案について賛成・反対の立場から意見を述べます。



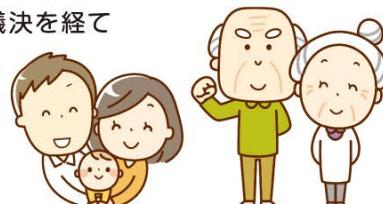
⑦ 採決

市議会として、議案に賛成か反対かを多数決により決定します。



⑧ 施策(事業)の実施

市の仕事は、議決を経て実行されます。



※本会議では、議案に関する審議のほか、議会や議員の政策提案等に生かすため、市に対して様々な質問(代表質問・一般質問)を行います。

委員会

委員会とは？

議案や請願、特定の案件などについて専門的・効率的に調査・審査を行うために開催される会議のことで、次の3種類があります。



常任委員会

市の仕事を分野ごとに担当して、調査・審査する委員会で、令和4年12月現在、5つの委員会を設置しています。

議会運営委員会

市議会の運営を円滑に行うために、会期や日程、議案の取扱いなどを協議・決定する委員会です。

特別委員会

特定の案件を調査・審査するため、必要に応じて議会の議決により設置する委員会で、令和4年12月現在、2つの特別委員会を設置しています。

委員会での議案(請願)の審査

『③委員会付託』(P4)の続き

『④委員会』

質疑・答弁

議案や請願などについて、詳しい説明を受けます。その後、議員が質疑を行い、副市長などが答えます。



討論

議員が賛成・反対の立場から意見を述べます。



採決

委員会として、賛成か反対かを多数決により決定します。



『⑤委員長報告』(P4)へ続く

その他の委員会としての活動

所管事務の調査・研究

それぞれの委員会が担当している事務について、先進地や市内の現地調査を行うなど、より理解を深めるための活動を行っています。



現地調査

現状等を把握するため、現地に足を運び、調査・確認などを行っています。



先進施策の調査・研究

政策提案などを行うため、参考となるまちに出向いて、調査・確認などを行っています。



要望活動

国の機関などに直接伺うなどして、まちをよくするための要望を行っています。



議会基本条例に基づく取組を進めています



市民の多様な意見を把握し、議会活動に取り組むなど、議会と議員が担うべき役割を果たすことにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に貢献することを目的に、2018年(平成30年)に舞鶴市議会基本条例を制定しました。

Q1

議会基本条例って何?

議会と議員の活動原則、市民と議会との関係など議会に関する基本的な事項を定めたものです。

Q2

なぜ制定したの?

市議会として、これからも地方分権の時代にふさわしい役割を果たしていくため、これまでの各種取組が後戻りすることのないよう、そのことを明確に市民にもお示した上で、さらに推進していくことを市民との約束として制定したものです。

Q3

どのように実行される?

条例の内容を実現するための具体的な取組について、議員の任期4年間を計画期間とする実行計画を策定し、活動を着実に進めていきます。

議会基本条例に基づき、 例えばこんな取組を行っています。

- 市民の意見を反映させる仕組みの検討
- 議会審議の在り方の検討
- ICTの活用
- 質問の在り方の検討
- 政策提案・検証
- 議会における危機管理の検討 など

舞鶴市議会基本条例は、舞鶴市議会ホームページでもご覧になれます。



市議会の費用はどのくらい?

※数字は令和4年度ベース
(予算は一般会計当初予算)

市議会の費用

舞鶴市は、市民からの税金(市税)をはじめ、京都府や国からのお金などを合わせて、年間約359億円の予算で、市民の生活に関わる仕事をしています。そのうち、市議会の予算は約3.2億円(2.65億円+人件費)で、市予算全体の約1%になります。その内訳は、下記の議員への報酬や政務活動費のほか、本会議や委員会を開催する経費、議会だよりなどの広報活動費、議会の事務を行い議員をサポートする事務局職員の給与などになります。

議員報酬・政務活動費

報酬

議員には、条例に基づき、定額の報酬が支給されます。月額は44万円で、年2回の期末手当を合わせ、年間では約700万円になります。なお、議員としてのいわゆる社会保険などの福利厚生や退職金、年金などはありません。

政務活動費

市が行う仕事をチェックし、また、市民の意見を反映させた政策につなげるためには、様々な調査研究を行う必要がありますが、舞鶴市ではその費用として、議員1人当たり年間26万円が交付されています。これは、政務活動以外には使用できません。また、使わなかった分は市に返還しています。



市民は市議会に こんなことができます

請願と陳情

請願：市の仕事などに対して意見や要望がある人は、誰でもその内容を文書にして、市議会に提出することができます（1人以上の紹介議員が必要）。提出された請願は、所管の委員会で審査し、本会議で採択・不採択を決定します。

陳情：請願に準じたものですが、紹介議員は必要ありません。請願のような本会議・委員会での審査などはありませんが、議員全員に陳情文書を配付しています。



傍聴

本会議や委員会などの会議を傍聴することができます。本会議場には、車椅子席（2席）、磁気誘導ループ【補聴器補助】席（3席）も設置しています。事前予約により、手話通訳・要約筆記の対応も可能です。

直接請求

市民は自ら選んだ議員や市長の仕事に異議がある場合、有権者の一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃、市議会の解散、議員や市長などの解職を請求できます。



議会用語集

議員

市議會議員には25歳以上の被選挙権を持った市民が立候補でき、選挙で選びます。舞鶴市の議員定数は25人で、その任期は4年です。



会派

政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する団体。舞鶴市では3人以上の議員で構成することとしています。



議案

会議で取り上げられる原案。主なものでは、一般会計予算や特別会計予算、条例の制定・改廃などがあります。



質疑

議案に対する疑問点を質（ただ）し、提出者などに説明などを求めること。質疑に答えることを答弁といいます。



討論

議案に対する賛成か反対かの自分の意見を表明すること。



条例

地方公共団体が、地方自治法の規定に基づいて、法律の範囲内で制定する自主法。条例を制定・改廃する場合は、市議会の議決が必要です。



議決

採決の結果得られた議会の意思決定のこと。議決は、議決事件によって種々に呼称され、賛成の場合は、主なものとして可決・承認・許可などがあり、逆に反対の場合は、否決・不採択などがあります。



市議会の情報公開 (広報活動等)

市議会の活動状況などを広く市民に知っていただき、市議会が市民にとって一層身近な存在となれるよう、いろいろな情報発信の取組を行っています。

市議会の情報を知りたい

舞鶴市議会のホームページには、定例会等の会議日程や議員の紹介、会議資料、議決結果のほか、委員会の活動や視察報告など、様々な議会活動の情報を掲載しています。また、公式フェイスブックでも会議のお知らせ等をはじめとする議会情報を随時発信しておりますので、是非ご覧ください。



議会について学びたい

市内小中学校等の児童・生徒を対象に、市議会に対する理解を深め、市議会をより身近に感じていただくため、議会体験も可能な「議会学習会」を開催しています。



本会議の内容を知りたい

舞鶴市議会ホームページのほか、「まいづる市議会だより」をご覧ください。まいづる市議会だよりでは、本会議での各議員の主な質問とそれに対する答弁、各委員会の主な審査内容、議案の採決結果などを掲載しています。市議会だよりは、新聞折込みにて配布しているほか、携帯アプリ「マチイロ」からもご覧いただけます。



過去の会議の内容を調べたい

舞鶴市議会ホームページ内「会議録」(舞鶴市会議録検索システム)をご覧ください。会議一覧からの選択やキーワード検索から、本会議や委員会等の会議録を簡単に探すことができます。

映像配信もしています

本会議、委員会の映像は、スマートフォン、タブレットやご自宅のパソコンからご覧いただけるように、YouTubeでインターネット配信しています。

定例会の概要や委員会の活動を報告する動画も配信していますので、ご覧ください。

※傍聴については、P7をご覧ください。



住民の皆さまのご意見をお聞きします

舞鶴市議会では意見交換会「市民と議会のわがまちトーク」を実施し、ご参加いただいた市民の皆さまから様々なご意見をいただき、それらが市政へ反映されるよう活動しています。



市民と議会のわがまちトークの様子

ラジオで市議会のことを聞きたい

「FMまいづる」に毎月1回、議員がゲストで生出演し、市議会の仕組みや活動状況などの議会情報を発信しています。パソコンやスマートフォンでも聞くことができます。



舞鶴市議会

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市議会事務局

TEL.0773-66-1060(直通) FAX.0773-62-7666

市議会ホームページ <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/sigikai/>

市議会フェイスブック <https://www.facebook.com/maizurusigikai.kyoto>



ホームページ



フェイスブック